

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記2の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記5の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年5月20日

名古屋法務局新城支局 登記官 佐藤 貴幸

記

- 1 手続番号
第1805-2026-0256号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
新城市玖老勢字森下18番
- 3 地目
山林
- 4 地積
694平方メートル
- 5 表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
高木儀八
- 6 意見又は資料の提出先
 - (1) 新城支局
 - (2) 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
名古屋法務局不動産登記部門 地図整備室